

函館市監査公表第29号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年10月11日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子

函 総 務

令和 4 年（2022 年） 9 月 2 9 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により，次のとおり通知します。

部 局 名	総務部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・		その他（行政監査）
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	郵便切手や I C カード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項，指摘事項，意見			
イ 郵便切手の使用について (ア) 発送を要する文書等の取扱いについて 郵便切手を貼付した文書等の発送について，文書取扱規則第 2 7 条第 2 項ただし書きの規定による，総務課長が必要と認める例外的な発送手段であるが，一部の課等において行われている郵便切手を貼付した文書等の発送が，当該調査時点において，総務課長が必要であると認めたことが確認できないことから，郵便切手を貼付し発送している課等における業務の実態を調査，把握し，改めて認める手続きを執られたい。			
措置内容，対応・考え方			
発送を要する文書等の取扱いにつきましては，文書取扱規則第 2 7 条第 1 項第 1 号および第 2 項の規定に基づき，各部局は料金後納で午後 2 時までに総務課へ回付（本庁舎地下印刷室での定時集荷）し，総務課において通数を確認のうえ郵便局へ引き継ぎ発送しておりますが，一方で，郵便切手を貼付し発送する文書等が多数あることから，各部局の実態を把握するため，料金後納ではなく，郵便切手を貼付し発送する理由等について調査し，その結果を踏まえ，「総務課長が必要と認めるもの」を定めたいと考えております。 また，本庁舎以外の各施設におきましては，料金後納の利用条件である月 5 0 以上の発送数を満たさない場合であっても，市全体での発送通数をベースとして，文書等を発送する際は料金後納の対象とすることが可能かどうかなど，郵便局と協議し，料金後納の活用の促進に努めてまいります。			